

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年8月23日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局福井河川事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、道路公物管理業務のうち道路占用適正化業務を行うものであり、道路法に係る占用許可基準及び監督処分等の専門的な知識を有することはもとより、道路不法占用に関する専門的知識をもって是正指導を行い、業務を円滑に処理できる技術を有し、さらに特定の利害に偏しない中立性・公平性を有している必要があることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という。)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度福井河川国道事務所管内道路占用適正化促進補助業務
- (2) 業務内容 本業務は、道路敷地内に占用許可を受けることなく設置されている突きだし看板類の是正を推進し、物件所有者等に対して是正指導等及びこれに関連する業務を総合的に行うものである。
本業務の適用仕様書は、道路占用適正化促進補助業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期限 契約締結の翌日から平成20年3月19日まで

3. 業務目的

道路敷地内に占用許可を受けることなく設置又は突出している工作物(看板、日除け、スポットライト等)の調査確認及び関連資料の整理し、当該物件所有者等に対し是正をはかり、道路管理の適正化を期することを目的とするものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②平成19年4月1日より資格が有効となる、平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の近畿、東海、北陸地域の競争参加資格の申請をしているもの。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

道路法に係る占用許可基準及び監督処分等の専門的な知識を有しており、道路不法占用に関する専門的な知識を持って是正指導を行い、業務を円滑に処理できる技術力を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

業務対象区間内の占用業者等と資本・人的関係がなく、公平性・中立性が確保できること。

(4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的の実施していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ①福井県内に本社・本店、又は支社・支店・営業所等があること。
- ②道路占用適正化促進補助業務の是正指導を行うことのできる要員を十分に確保していること。
- ③配置予定主任技術者及び担当者が下記のいずれかの資格を有していること。

ア) 配置予定主任技術者

- a. 過去5年間に同種業務の実績を有するもの。
- b. 過去5年間に類似業務の実績を有するもの。
- c. 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上経験するもの。

イ) 配置予定担当者

- a. 同種業務の実績を有するもの。
- b. 類似業務の実績を有するもの。
- c. 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を5年以上経験するもの。
- d. 大学・高専卒業後2年以上又は高校卒業後5年以上で、道路管理に関する必要な知識・技術を習得したもの。

- ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路の不法占用物件に関する調査及び指導に関する業務

- ・類似業務：近畿地方整備局管内の府・県又は政令市が発注した道路の不法占用物件に関する調査及び指導業務

(6) 業務実績に関する要件

参加意思確認書を提出する者は、平成 14 年度以降に元請として 1 件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

- ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路の不法占用物件に関する調査及び指導に関する業務
- ・類似業務：近畿地方整備局管内の府・県又は政令市が発注した道路の不法占用物件に関する調査及び指導業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井市花堂南2丁目14番7号
近畿地方整備局福井河川国道事務所 経理課契約事務管理官
電話 0776-35-2661 (内線 291) FAX0776-35-6979

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年8月23日(木)から平成19年9月12日(水)まで
(土、日曜日および祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

(1) に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年9月13日16時00分 (1) に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること。)すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画提案による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年9月28日16時00分
- (4) 詳細は説明書による。

以上